

第3部 海洋に関して講じた施策

第3部では、第3期海洋基本計画第2部に取り上げられた、政府が総合的かつ計画的に講ずべき373の具体的施策について、令和2年度以降に実施した具体的内容を記述します。なお、文中の担当府省は令和2年度の組織を記載しています。

1 海洋の安全保障

(1) 我が国の領海等における国益の確保

ア 我が国自身の抑止力・対処力及び海上法執行能力の向上

○令和2年度には、海上自衛隊の艦艇4隻（護衛艦1隻、潜水艦1隻、掃海艦1隻、音響測定艦1隻）、航空機11機（固定翼しょう戒機5機、回転翼しょう戒機6機）を就役させるとともに、平成30年12月に決定された「平成31年度以降に係る防衛計画の大綱」及び「中期防衛力整備計画（平成31年度～平成35年度）」に基づき、奄美駐屯地、瀬戸内分屯地、宮古島駐屯地の整備及び石垣島への部隊配備などにより、防衛力整備を着実に進めています。（防衛省）

○平成28年12月に「海上保安体制強化に関する関係閣僚会議」で決定された「海上保安体制強化に関する方針」に基づき、「法執行能力」、「海洋監視能力」及び「海洋調査能力」の強化を図るため、海上保安庁の体制強化を進めていま



第5回海上保安体制強化に関する関係閣僚会議

す。12月には、第5回「海上保安体制強化に関する関係閣僚会議」が開催され、海上保安庁の体制強化を引き続き進めていくことが確認されました。令和2年度には、ヘリコプター搭載型巡視船1隻、大型巡視船2隻、大型測量船1隻及び中型飛行機（測量機）1機が就役したほか、戦略的海上保安体制の構築へ対応するための要員として181人を増員しました。（国土交通省）



ヘリコプター搭載型巡視船「あかつき」（令和3年2月就役）
（提供：海上保安庁）

- 水産庁は漁業取締本部体制の下、漁業取締官船の増隻及び大型化、漁業監督官の増員等の漁業取締能力の向上を進めたほか、海上保安庁との連携を強化することにより、外国漁船等の違法操業への対応能力を高めました。令和3年度末までに漁業取締官船1隻が新たに就役して9隻となるとともに、農林水産大臣が漁業を許可する漁船全船に衛星船位測定送信機（VMS）を設置（令和2年度は約70隻）し、漁業取締りの効率化を図りました。（農林水産省）
- 日本近海を航行する船舶に対して、弾道ミサイル等の発射があった際に、その情報を迅速に伝達するシステムの運用を適切に行いました。（国土交通省）
- 弾道ミサイル等の発射情報を迅速に漁船に伝えるために、前年度より運用を開始した、漁業無線局が受信した発射情報を漁船に対して無線で自動的に伝達するシステムについて、適切に運用を行いました。（農林水産省）
- 海上保安庁と海上自衛隊との間では、平素から捜索救助や海賊対処の実務での連携に加え、不審船に対する共同追跡・監視等の共同訓練、既存システムによる情報共有を行う等、平成11年に作成した「不審船に係る共同対処マニュアル」に基づき、連携の強化を図っており、令和3年3月、九州西方海空域において、また同年4月には、若狭湾において、不審船対処に係る海上保安庁と海上自衛隊との共同訓練を実施しました。（国土交通省、防衛省）
- 海上犯罪の未然防止、監視・取締りに関して以下の取組を行いました。
 - ・国境離島への不法上陸事案等への対処能力の強化のため、令和2年4月、沖縄県警察に、国境離島警備隊を設置しました。（警察庁）
 - ・関係機関間の連携強化として、公安調査庁は、外国人活動家等による領海侵入及び国境離島への不法上陸等に関する情報の収集・分析を実施し、得られた情報を内閣官房を始めとする関係機関に対して、適時・適切に提供しました。（法務省）
 - ・国内密漁事犯に対しては、悪質・巧妙化する事案に対処するため、効果的な対策に関する情報共有を図るとともに、広域かつ悪質なものに重点を置き、関係都道府県、水産庁、海上保安庁、警察が連携して、効果的な取締手法の検討や、合同取締りを含む機動的な監視・取締りを実施しました。（警察庁、農林水産省、国土交通

省)

・我が国の排他的経済水域（EEZ）における外国漁船による違法操業に対しては、水産庁の漁業取締体制を強化し対応能力を向上させるとともに、水産庁と海上保安庁との連携を強化し、漁業取締船、巡視船艇、航空機により、大和堆周辺水域において違法操業を行う外国漁船への退去警告等への対応を含め、我が国周辺水域の厳重な監視警戒・取締りを実施しました。（農林水産省、国土交通省）

・海上環境事犯に対しては、巡視船艇・航空機のみならず、陸上からも併せて監視・取締りを実施しました。（国土交通省）

・密輸・密航事犯に対しては、近年の密輸事犯の巧妙化や多様化に対応した取締体制の整備等を図り、国内外の関係機関との協力を強化しつつ、離島地域を含め海事・漁業関係者や地元住民からの情報収集を行うとともに、その分析活動に努め、密輸・密航が行われる可能性の高い海域において、監視艇・巡視船艇・航空機による重点的な監視・警戒を実施し、不正薬物・銃器等の社会悪物品、大量破壊兵器等のテロ関連物資や不法入出国者の効果的な水際取締りを実施しました。また、海港等における密輸や小型船等を利用した洋上取引への対応のほか、密輸・密航の蓋然性が高い地域から来航する船舶に対しても、重点的な監視や立入検査を実施することで、密輸密航事犯の水際阻止に取り組みました。（財務省、国土交通省）

○公安調査庁は、外国関係機関との連携強化及び人的情報網等の拡充により入手した関連情報を関係機関に対して随時提供し、水際危機管理施策に貢献しました。（法務省）

○海上保安庁では、「海上保安体制強化に関する方針」に基づき、厳しいテロ情勢を踏まえ、原子力発電所等へのテロの脅威への対応や、離島・遠方海域における領海警備等の重要事案への対応について、想定される事態と、必要な措置等を踏まえ、警察や自衛隊との情報共有・連携強化等を進めつつ、テロ対応等に万全を期すために巡視船による対応体制の強化を段階的に進めています。（国土交通省）

○近年、我が国の EEZ 等において、事前に我が国の同意を得る必要があるにもかかわらず、同意を得ていない海洋調査活動等が確認されており（令和2年度は1件確認）、これらに対し、海上保安庁の巡視船・航空機により中止要求等を実施するとともに、外交ルートを通じた抗議等、関係省庁が連携して的確に対応しています。（外務省、国土交通省）

○海上保安庁では、漂流・漂着木造船等の早期発見のため、巡視船艇・航空機による日本海側のしょう戒を強化するとともに、漁業関係者や海事関係者、地元住民等からの不審事象の通報に関する働きかけを推進しており、警察等の関係機関と緊密な連携を図りながら、不審事象の発見に努めています。さらに、「海上保安体制強化



高性能監視レーダーを搭載した新型ジェット機
（提供：海上保安庁）

に関する方針」に基づき、大型巡視船や高性能監視レーダーを搭載した新型ジェット機等を整備する等、海洋監視体制の強化を進めています。（国土交通省）

○北朝鮮籍と見られる漁船の漂着事案に関しては、漂着船に生存者がいた場合には、関係機関が連携し、上陸に当たっての検疫所と保健所が連携した生存者の健康状態の確認等を行うとともに、漂着した木造船等については、全額国費負担の財政支援により、円滑な処理に努めています。（財務省、厚生労働省）

○海上保安庁では、原子力発電所や石油コンビナートなどの重要インフラ施設に対する巡視船艇・航空機による監視警戒、関連情報の収集、関係機関との緊密な連携による水際対策等のテロ対策に取り組んでいます。（国土交通省）

○2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会（東京2020大会）に向け、以下の取組を行っています。

・『「世界一安全な日本」創造戦略』に基づき、公安調査庁において関連情報の収集・分析を実施するため、平成25年9月の「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会関連特別調査本部」の下、こうした重要行事を狙ったテロや不法行為の早期把握及び未然防止並びに水際対処に資する情報の収集・分析体制を強化しています。また、収集・分析したテロの未然防止及び水際対処に資する関連情報について、「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会等を見据えたテロ対策推進要綱」等に基づき、セキュリティ情報センターに提供しているほか、セキュリティ幹事会等を通じて、関係機関に対して情報を共有しています。（法務省）

・関係機関及び海事・港湾業界団体が参画する「海上・臨海部テロ対策協議会」において、海上・臨海部における官民一体となったテロ対策について議論・検討を実施しました。（国土交通省）

・「海上保安体制強化に関する方針」に基づき、原発等テロ対処・重要事案対応体制の強化を段階的に進めており、東京2020大会に向けた装備、資機材の増強整備、関係機関との連携訓練を実施しました。（国土交通省）

・事業者によるテロ対策の実効性向上を目的とした「海上・臨海部テロ対策ベストプラクティス集」及び「テロ対策啓発用ポスター」を海事・港湾事業者等に広く配布し、東京2020大会におけるテロ対策を念頭に、危機意識の醸成、不審事象の早期認知及び関係機関への通報等、自主警戒能力の向上を図っています。（国土交通省）

・警察・税関・海上保安庁等関係機関が連携を強化し、監視艇を活用した水際対策の強化や国際物流の関係団体等との協力促進といった施策を実施しました。（警察庁、財務省、国土交通省）

○国際航海船舶について、船舶への



テロ対策啓発用ポスター

出入管理や立入制限区域の管理等、関係法令に基づく保安対策や、国際港湾施設について、埠頭保安規程等に基づく保安措置が適確に行われるように実施状況の確認や人材育成等の施策を行い、港湾における保安対策を着実に実施しました。（国土交通省）

イ 外交的取組を通じた主権・海洋権益の確保

- 尖閣諸島周辺海域における中国海警局船舶等の領海侵入、我が国 EEZ における中国等が関与する我が国の同意を得ていない海洋調査活動、韓国による竹島やその周辺での軍事訓練、海洋調査活動等、我が国の主権及び海洋権益が脅かされる事態が発生した場合には、外交ルート等を通じて当該国等に対し、迅速かつ強く抗議を実施しています。（外務省）
- ロシアとの関係では、北方領土問題の解決に向け、首脳間及び外相間で緊密な対話を重ねつつ、領土問題を解決して平和条約を締結すべく、ロシアとの交渉に精力的に取り組んでいます。令和 2 年度に首脳会談（電話 3 回）及び外相会談（電話 2 回）を実施しました。（外務省）
- 中国との間で、ハイレベルでの意見交換のほか、日中両国の海洋問題全般に関する定期的な協議メカニズムである日中高級事務レベル海洋協議の第 12 回（令和 3 年 2 月）会合を開催し、両国の海洋関係機関間で共に関心を有する幅広い問題について意見交換を実施しました。（外務省）
- 違法操業の根絶や資源管理の強化等に向け、周辺諸国等に対し働きかけを行いました。特に日中間の漁業に関しては、我が国 EEZ 内における中国違法漁船の問題について、11 月の日中外相会談や令和 3 年 2 月の日中高級事務レベル海洋協議を含め、中国側に累次にわたり申入れを実施し、解決を強く求めています。日韓間の漁業に関しては、日韓漁業協定に基づくいわゆる北部暫定水域での操業問題等について、韓国側に対して解決を強く求めています。（外務省、農林水産省）

ウ 同盟国・友好国との連携強化

- 「開かれ安定した海洋」の秩序を維持し、海上交通の安全を確保するため、各国等と連携して海賊対処行動を実施するほか、より緊密に協力し、沿岸国自身の能力向上を支援するとともに、様々な機会を利用した共同訓練・演習の充実等の各種取組を推進しています。（外務省、防衛省）
- シーレーン沿岸国への能力向上支援、ソマリア沖・アデン湾の海賊対策は、「第 3 部 1（2）ア」に記載しています。

エ 情報収集・分析・共有体制の構築

- 宇宙基本計画工程表を改訂（令和 2 年 12 月 15 日宇宙開発戦略本部決定）し、各種衛星の活用も視野に入れた海洋情報の収集・取得に関する体制や取組について、運用場面で求められる能力を踏まえた強化について検討工程を明確化しました。（内

閣府)

○11月、情報収集衛星（データ中継衛星1号機）の打上げを行いました。（内閣官房）

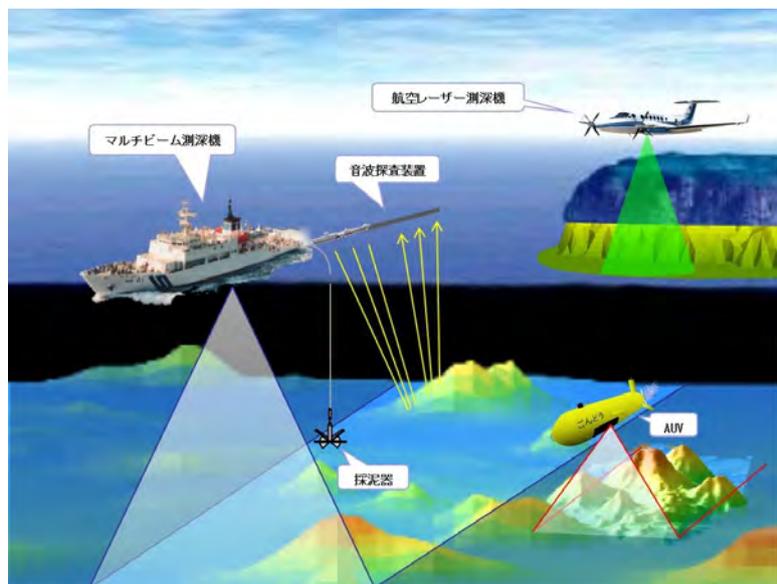
○防衛省・自衛隊は、各種事態に迅速かつシームレスに対応するため、宇宙航空研究開発機構（JAXA）が保有する衛星や民間の商用衛星の活用を含め、平素から常時継続的に我が国周辺海空域の警戒監視を行っています。また、省人化・無人化や民生技術の活用等我が国が有する高い技術力を有効に活用し、装備品等の研究開発（無人航空機（UAV）、無人水上航走体（USV）、無人水中航走体（UUV）等）に取り組んでいます。（防衛省）

○10月～11月の間、無操縦者航空機（UAV）の飛行実証を実施しました。（国土交通省）

○我が国のEEZ・大陸棚を始め、我が国周辺海域における海洋権益確保の戦略的観点から、測量船に搭載されたマルチビーム測深機による海底地形調査や音波探査装置による地殻構造調査等を実施するとともに、航空機に搭載した航空レーザー測深機等により、領海やEEZの外縁の根拠となる低潮線の調査等を実施しています。（国土交通省）

○海洋監視情報共有体制に関して、防衛省・自衛隊と海上保安庁間は、既存の情報共有システムによる連携の強化を行っています。（国土交通省、防衛省）

○重要な離島及びその周辺海域における監視・警戒について、巡視船艇・航空機や監視資機材の高性能化を図るとともに、巡視船と航空機を連携させ、監視・取締りを実施しました。（国土交通省、防衛省）



海洋権益確保のための海洋調査
（提供：海上保安庁）

○安全保障環境に即した部隊等の配置や自衛隊による平素からの常時継続的な情報収集、警戒監視を行っています。（防衛省）

オ 海上交通における安全の確保

○船舶交通の安全確保のため、全国の航路標識について適切な維持管理を行いました。（国土交通省）

- 「海の安全情報³」として、気象・海象の現況、海上工事の状況等の情報をウェブサイト等で広く国民に提供しているほか、事前登録された個々の宛先（メールアドレス）に対して津波警報や避難勧告等の緊急情報をメール配信し、注意喚起・啓発を実施しています（平時においても「海の安全情報」で提供する情報の充実強化を図っています。）。（国土交通省）
- 国の関係機関や民間の関係団体と連携し、意見交換会の開催を通じてウォーターアクティビティを安全に安心して楽しむための注意事項を抽出し、合意・推奨されたものをアクティビティごとにウォーターセーフティガイド⁴として公表しています。（国土交通省）
- 多様化・活発化する海上活動への対応は、国のみならず民間による安全対策の推進も重要であることから、国土交通省海事局及び民間関係団体等との共催により、水上安全をテーマとした会議、日本水上安全・安全運航サミット（JBWSS）を令和3年1月にオンライン開催しました。（国土交通省）
- 情報通信技術（ICT）を活用し、小型船舶の航行情報及び海域で収集する情報等の海上活動情報を統合・分析し、提供するシステム及び体制に関する検討を実施しています。（国土交通省）
- 適時適切な情報発表を維持するため、沿岸波浪計及び潮位計等のデータを集約するシステムを更新しました。（国土交通省）
- 波浪、潮位等の観測を着実に実施するため、漂流型海洋気象ブイ、沿岸波浪計（6か所）、潮位計（70か所）等の観測施設・設備の維持・管理を行いました。（国土交通省）
- 迅速かつ的確な海難救助を可能とするため、高性能化を図った巡視船艇・航空機の整備を推進するとともに、救助・救急体制の充実のため、特殊救難隊や全国各地に潜水土、機動救難士を配置しています。（国土交通省）
- 漂流予測の精度向上や緊急通報用電話番号「118番」や「NET118」の有効活用及び携帯電話のGPS機能を「ON」にすることで緊急通報時に遭難位置を迅速に把握することができる「緊急通報位置情報表示システム」の周知活動に取り組みました。（国土交通省）
- 海難救助能力の向上のため、民間の救助組織とも連携した搜索救助に関する合同訓練のほか、隣接諸国との協議、合同訓練及び机上訓練を定期的実施しました。（国土交通省）



奄美大島西方沖貨物船乗組員救助状況
（提供：海上保安庁）

³ 「海の安全情報(海上保安庁)」 <https://www6.kaiho.mlit.go.jp/>

⁴ 「ウォーターセーフティガイド(海上保安庁)」 <https://www6.kaiho.mlit.go.jp/watersafety>

- 所定の講習を修了した特殊救難隊員及び機動救難士等を「救急員」として指名し、消防機関の救急隊員と同様の範囲内で応急処置を実施して、適切に救急救命士を補助することが可能となる「救急員制度」を適切に運用し、洋上における救急体制の充実強化を図りました。(国土交通省)
- 社会的影響が著しい大規模海難の発生を未然に防止するため、海上交通センター等による適時・的確な情報提供に努めるとともに、航行安全上、不適切な航行をする船舶に対しては、必要な安全指導を行いました。また、AIS を活用した橋梁への衝突防止対策を実施しました。(国土交通省)
- 走錨事故防止対策を実施する臨海部の施設を選定し、台風接近時等にこれらの周辺海域で錨泊制限等を実施しました。(国土交通省)
- 特に勢力の強い台風の直撃が予想される等の場合に、風の影響を強く受ける大型の船舶に湾外その他の安全な海域への避難を促す「湾外避難等の勧告・命令制度」の創設等により、船舶交通の安全を確保することを目的とした「海上交通安全法等の一部を改正する法律案」が、令和3年3月に閣議決定されました。(国土交通省)
- カメラ画像からの船舶検出等の手法を用いて AIS 非搭載船舶の位置を把握する技術開発の検討を行いました。(国土交通省)
- 漁船への AIS 搭載の普及促進のため、関係府省と連携し、周知啓発活動を実施しました。(農林水産省)
- 自治体や関係機関からの災害派遣要請に備え、情報伝達・共有を適切に行っています。特に、他機関の勢力では対応が困難な本土から遠く離れた離島や海域での船舶からの急患輸送や、火災、浸水、転覆等緊急を要する船舶での災害に対して、海上保安庁又は都道府県知事からの要請に基づき海難救助を実施しています。(防衛省)
- 海上交通の安全を確保するため、海況に関する情報を海洋速報⁵として平日毎日作成し、インターネットにより提供するほか、来島海峡の潮流シミュレーション情報⁶についてもインターネットで提供しています。(国土交通省)
- 国際ルール策定のために設置された水路業務・基準委員会(HSSC)の作業部会に参画し、次期電子海図作製の仕様等に関する国際基準等の策定の検討を行いました。また、次期電子海図の作製・刊行に向けてデータの整備、検証を実施しました。(国土交通省)
- 捜索救助活動や流出油の防除活動を迅速かつ的確に実施するため、関係府省連携の下、漂流予測の精度向上に取り組みました。(国土交通省)

カ 海洋由来の自然災害への対応

- 日本海地震・津波調査プロジェクトでは、津波発生頻度の把握のために浅層を対象

⁵「海洋速報&海流推測図(海上保安庁)」

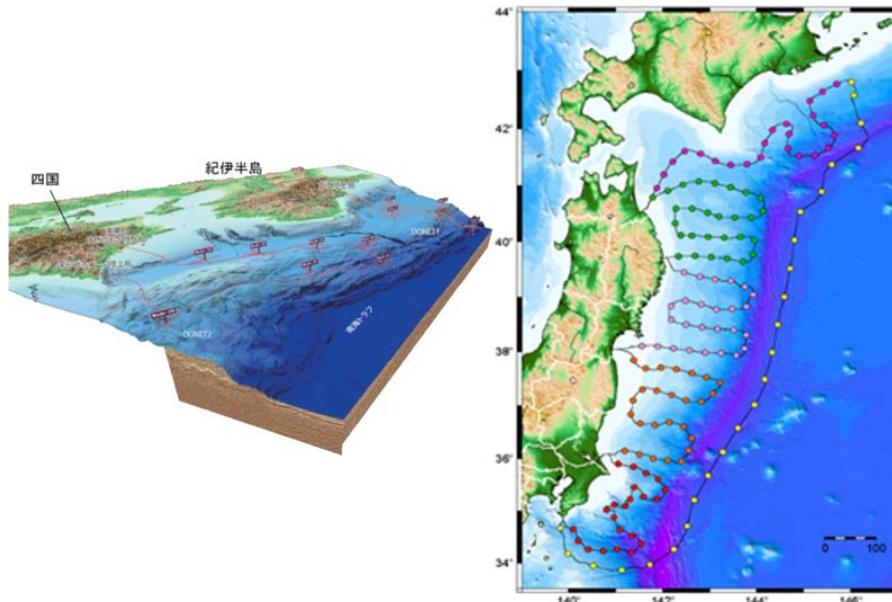
<https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KANKYO/KAIYO/qboc/index.html>

⁶「来島海峡潮流情報(海上保安庁)」

https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KANKYO/TIDE/kurushima_tidal_current/internet_currpred/Kurushima/htmls/select_areamap.html

としたボーリング調査による津波履歴調査を実施しました。また、防災対策に資する南海トラフ地震調査研究プロジェクトでは、海域における地震活動の把握のために、地震性堆積物や地震データの解析、地震観測に向けた整備、地下構造や断層モデル高度化の検討を行いました。また、「通常と異なる現象」発生後の時間推移についても考慮した地震や津波のハザード・リスクの防災情報創生にむけたシステムの構築に着手しました。（文部科学省）

- 日本海溝海底地震津波観測網（S-net）や南海トラフ地震対策のための地震・津波観測監視システム（DONET）を着実に運用するとともに、観測データの利活用推進に取り組みました。（文部科学省）



（左）地震・津波観測監視システム（DONET）（右）日本海溝海底地震津波観測網（S-net）
（提供：防災科学技術研究所）

- 南海トラフ地震等の切迫する大規模な地震・津波等の大規模自然災害に備え、国土強靱化及び人命・財産の防護の観点から全国の漁業地域の安全を確保するための対策を行いました。（農林水産省）

- 東京 2020 大会開催を支えるため、国土交通省及び各関係機関の防災情報提供ツールを一元化し、多言語化やスマートフォン対応により、平時から容易に防災情報等を入手できるよう、防災ポータル⁷のコンテンツの拡充・充実を図りました。（国土交通省）



防災ポータル

⁷ 「防災ポータル(国土交通省)」 <http://www.mlit.go.jp/river/bousai/olympic/index.html>

- 海岸防災林の整備を行い、津波に対する減災機能も考慮した復旧及び再生を推進しました。（農林水産省）
- 海岸堤防の整備や耐震化、水門等の統廃合や自動化・遠隔操作化等の海岸保全施設等の整備を推進するとともに、国土保全の観点から、砂浜保全等の侵食対策を推進しました。（農林水産省、国土交通省）
- 全国の水門・陸閘（りくこう）等（海岸保全施設）の電力供給停止時の操作確保、全国の海岸堤防等の高潮・津波対策及び耐震化に関する緊急対策を行いました。（農林水産省、国土交通省）
- 国土強靱化の取組を更に強化するため、内水浸水対策強化のための雨水貯留施設等整備、高波等による護岸等の倒壊防止対策や面的防護対策を進めました。（農林水産省、国土交通省）
- 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（令和2年12月11日閣議決定）を踏まえ、津波・高潮対策や老朽化対策等を推進しました。（農林水産省、国土交通省）
- 6月に海岸保全施設維持管理マニュアルを改訂し、離岸堤等の沖合施設の点検、健全度評価、対策工法等を位置づけるとともに、点検における新技術等の優良技術の事例を更新しました。（農林水産省、国土交通省）
- 平成26年6月に海岸法が改正され、設計外力を超えた津波に対し、津波が堤防を越流した場合でも堤防の効果が粘り強く発揮できるような構造の海岸堤防等を法律上明確に位置付け、一層の整備を推進しました。（農林水産省、国土交通省）
- 海岸保全施設における維持管理等の効率化を図るため、ICTによる維持管理の効率化について検討しました。（国土交通省）
- 将来起こりうる津波災害の防止・軽減のため、都道府県の「津波浸水想定」の設定や「津波災害警戒区域等」の指定等の支援を行いました。（農林水産省、国土交通省）
- 想定し得る最大規模の高潮に対する避難体制等の充実・強化を図るため、高潮浸水想定区域図作成の手引きを改定し、都道府県の「高潮浸水想定区域等」の指定等の支援を行いました。（農林水産省、国土交通省）
- 高潮対策等のためのソフト対策に関する緊急対策を行いました。（農林水産省、国土交通省）
- 気候変動の影響による海面水位上昇等に関する海外の文献等の収集・分析を行いま



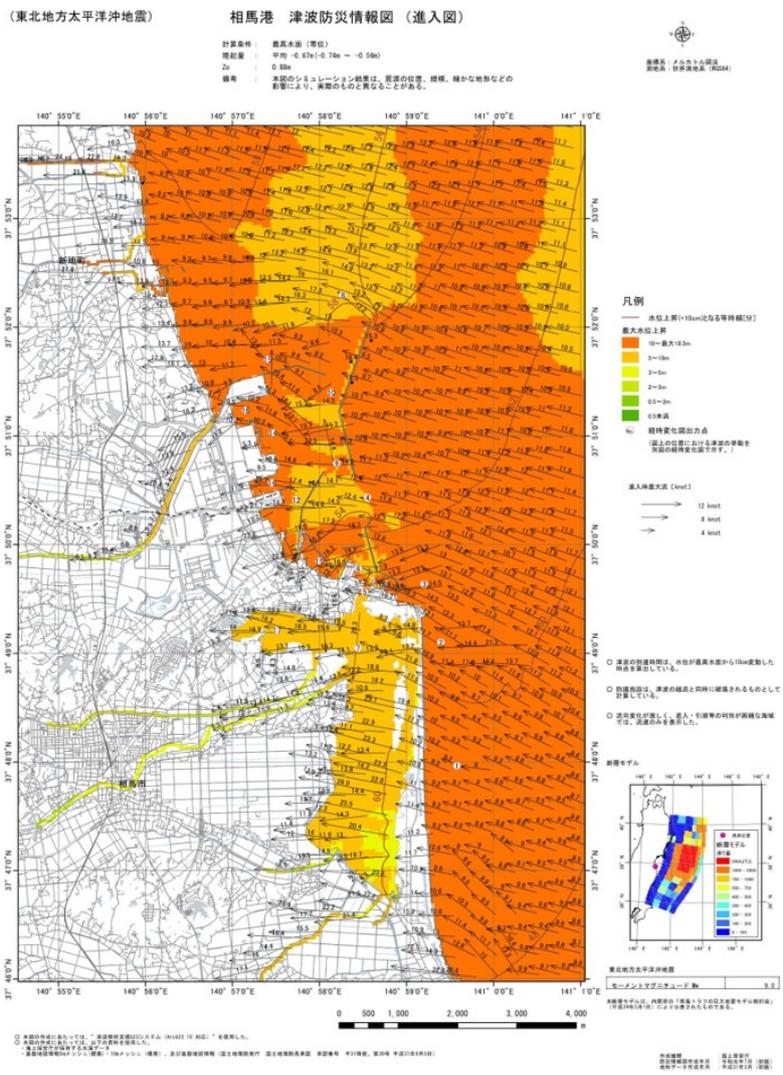
海岸堤防等の高潮・津波対策（高知港海岸）
（提供：国土交通省）

した。(農林水産省、国土交通省)

○「気候変動を踏まえた海岸保全のあり方」提言を踏まえ、海岸保全基本方針を変更しました。(農林水産省、国土交通省)

○災害発生時においても海上輸送ルート⁸の安全確保を図るため、航路標識の耐震補強等の整備を実施するとともに、海水浸入防止対策及び予備電源施設整備を実施しました。航路標識の耐震補強の整備率は100%（令和2年度完了）です。(国土交通省)

○海底地形データの提供により、自治体等のハザードマップ等の作成を支援するとともに、津波発生時の船舶の避難計画策定を支援するため、南海トラフ地震及び首都直下地震等による津波の被害が予想される地域について、港湾等における津波の挙動を予測した津波防災情報図⁸を作成し、提供しました。津波防災情報図の整備率は令和2年度で98.0%となっています。(国土交通省)



港湾等における津波の挙動を予測した津波防災情報図の一例
 津波シミュレーションの最大流速や水位変化の情報を掲載 (提供: 海上保安庁)

⁸ 「津波防災情報図(海上保安庁)」 <https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAIYO/tsunami/index.html>

- 平成 28 年 3 月に改定した臨海部防災拠点マニュアルに基づき、令和 2 年度末までに耐震強化岸壁を 93 港で整備しました。（国土交通省）
- 非常災害時における国による港湾施設の管理制度等を踏まえた訓練や基幹的広域防災拠点（川崎港、堺泉北港）の運用体制の強化を図りました。また、港湾 BCP や広域港湾 BCP に基づく訓練を推進し、当該計画の改善等を図りました。港湾 BCP に基づく防災訓練の実施された港湾（重要港湾以上）の割合は令和 2 年度で 90% です。（国土交通省）
- 令和元年房総半島台風及び東日本台風の被害を踏まえ、最新の手法で設計沖波等を更新し、主要な施設を対象に安定性等の照査を実施しました。（国土交通省）
- 5 月に「港湾等に来襲する想定を超えた高潮・高波・暴風対策検討委員会」における検討結果の最終とりまとめを行うとともに、各港での港湾 BCP の策定の参考資料となる「港湾の事業継続計画（港湾 BCP）策定ガイドライン」（改訂版）を公表しました。（国土交通省）
- 8 月に交通政策審議会より「今後の港湾におけるハード・ソフト一体となった総合的な防災・減災対策のあり方」について答申がなされ、台風に伴う高潮・高波等に対する施設の嵩上げ・補強や、新たに整備する施設に対して将来の海面水位の上昇を考慮した設計の導入等の施策の方向性等が示されました。（国土交通省）
- 大規模災害時に船舶の活用が迅速に対応可能となるよう、地方公共団体等におけるマニュアル等の策定、防災訓練でのマッチングシステムの運用等について、各地方運輸局を通じて地方公共団体等に対して実施を促しました。（国土交通省）
- 災害時における携帯電話基地局の船上開設について、携帯電話事業者と民間フェリー事業者等との協定締結の促進のため、事業者団体や民間フェリー事業者等への船上基地開設に関するヒアリングを実施しました。（国土交通省）
- 大規模地震等の災害発生時において、船舶の円滑な避難を支援するため、「海の安全情報」による迅速・確実な災害情報等の提供及び注意喚起を実施しました。（国土交通省）
- 各港において情報連絡体制の確認及び情報伝達訓練を実施し、港則法に基づく避難勧告等を効果的に運用しました。（国土交通省）
- 異常気象等における港則法による避難勧告等の運用について、各港が特に勢力の大きな台風の直撃を受ける等の場合において、勧告の発出時期を前倒し、効果的に運用するよう見直しを行いました。（国土交通省）
- 港内における船舶の津波等に対する安全対策として、南海トラフ地震臨時情報に対する港則法による避難勧告等の運用について検討を行いました。（国土交通省）
- 波浪及び潮位等の観測については、「第 3 部 1（1）オ」に記載しました。（国土交通省）

(2) 我が国の重要なシーレーンの安定的利用の確保

ア 我が国の重要なシーレーンにおける取組

○新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、各国との往来が制限される中、インドネシア、フィリピンとの間で長官級会合を、ベトナム、インドとの間で実務者会合をそれぞれオンライン形式で実施し、各国海上保安機関との連携を深めました。さらに、外国海上保安機関職員に対する技術指導等に専従する海上保安庁モバイルコーポレーションチームにより、海上法執行を含む海上保安分野における能力向上支援に係る研修をオンライン形式で実施しました。(国土交通省)

○アジア・アフリカ等のシーレーン沿岸国等への能力構築支援及び海上法執行能力向上支援に関して、以下の取り組みを行いました。

①二国間のODAによる能力向上支援（外務省）

(機材等の供与)

- ・モルディブへの海上保安機材の供与に関する書簡の交換（11月）
- ・モザンビークへの海難救助関連機材の供与等に関する書簡の交換（12月）

(技術協力等)

- ・マダガスカルへの海上保安機材の供与等に関する書簡の交換（令和3年1月）
- ・モルディブの海上保安能力向上のための海上救助コーディネーションセンター

能力強化に関する書簡の交換
(UNODC連携) (令和3年2月)

- ・ジブチ沿岸警備隊 (DCG) に対し、船舶移乗、制圧術にかかる遠隔研修の実施（令和3年2月～3月）

- ・マレーシア海上法令執行庁 (MMEA) に対し、搜索救難 (10月)、制圧術 (10月)、法執行 (令和3年2月) についての遠隔研修の実施

- ・フィリピン沿岸警備隊 (PCG) に対し、制圧の遠隔研修の実施 (11月)

- ・スリランカ沿岸警備隊 (SLCG) に対し、遠隔協議を通じて油防除対策のマニュアルを制作

- ・ベトナム海上警察 (VCG) に対し、海上法執行に関する遠隔演習及び講義を実施 (12月)

- ・インドネシア海上保安機構



令和2年日尼海上保安機関長官級会合（オンライン開催）
(提供：海上保安庁)



令和2年度対モザンビーク無償資金協力
公文交換を終えた（左）茂木大臣と（右）マカモ大臣
(提供：外務省)

(BAKAMLA) に対し、海上法執行に関する遠隔研修及び講義を実施（7月及び令和3年1月）

・モーリシャス船舶座礁事故に対応し、「モーリシャス海難防止及び流出油防除体制の強化に係る情報収集確認調査」を実施

②海上法執行能力向上支援（国土交通省）

・BAKAMLA（7月及び令和3年1月）、MMEA（10月）、PCG（11月）、VCG（12月）、DCG（令和3年2月～3月）に対し、海上法執行のほか、搜索救助、国際法に係るオンライン研修の実施

○令和3年1月～2月にかけて、東南アジア諸国や南アジア諸国、ソマリア周辺国、西アフリカ諸国、大洋州諸国等の法執行能力向上のため、これらの国々の海上法執行機関職員に対し独立行政法人 国際協力機構（JICA）による「海上犯罪取締り」研修をオンライン形式にて実施し、海上保安庁により海賊対策を始めとする海上犯罪の取締りに必要な知識・技能に関するオンライン講義を実施しました。（外務省、国土交通省）

○防衛省・自衛隊は、東南アジア諸国に対し、海洋安全保障に関する能力構築支援の取組を行っており、沿岸国等の能力の向上を支援するとともに、我が国と戦略的利害を共有するパートナーとの協力関係を強化しています。「自由で開かれた海洋」の実現に向け、防衛当局間においては、二国間・多国間の様々なレベルの安全保障対話・防衛交流を活用して各国との海洋の安全保障に関する協力を強化することとしており、拡大ASEAN国防相会議（ADMMプラス）や西太平洋海軍シンポジウム（WPNS）をはじめとした地域の安全保障対話の枠組において、海洋安全保障のための協力に取り組んでいます。（防衛省）

○海上自衛隊艦艇・海上保安庁巡視船の派遣、共同訓練等は以下の通りです。

①防衛関係（防衛省）

・令和2年9月～10月、護衛艦「かが」等をインド太平洋方面に派遣し、各国と共同訓練を実施しました。

②海上保安関係（国土交通省）

・令和3年1月、海上保安庁の航空機をベトナムに派遣し、公海上でのしょう戒を実施したほか、フィリピン沿岸警備隊との連携訓練を実施しました。

○海賊問題が国際社会にとって海上輸送への脅威となっている中、「海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律」に基づき、防衛省・自衛隊は、海上自衛隊護衛艦を派遣海賊対処行動水上部隊として、また、海上自衛隊P-3Cしょう戒機を派遣海賊対処行動航空隊としてソマリア沖・アデン湾に派遣し、同海域での民間船舶の防護及び警戒監視を実施しています。さらに、派遣される護衛艦に海上保安官を同乗させ、法執行に必要な体制を確保しています。（国土交通省、防衛省）

○ソマリア沖海賊対策に係る国際社会の取組に関与すべく、ソマリア沖海賊対策コンタクト・グループ（CGPCS）に継続的に関与しています。（外務省）



インド太平洋方面派遣訓練においてスリランカ海軍と共同訓練を行う護衛艦
(提供：海上自衛隊)

- ソマリア沖・アデン湾における海賊対策として護衛対象船舶の選定を行っています。また、「海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法」の的確な運用に努めています。(国土交通省)
- マラッカ・シンガポール海峡に設置されている航行援助施設(灯浮標等)の基礎情報及び施設の劣化状況や変状箇所把握のための総点検及び航行援助施設を維持管理する沿岸3か国の政府担当者に対する管理技術のキャパシティビルディング事業を実施するとともに、同メカニズムの下に設置される各種委員会に参加し、利用国及び利用者等との協力関係を構築しています。(国土交通省)
- アジアの海賊対策のため、日本はアジア海賊対策地域協力協定(ReCAAP)の作成を主導しました。協定に基づき2006年にシンガポールに設立された情報共有センター(ISC)に、事務局長及び事務局長補を派遣しているほか、財政支援を行い、沿岸国の海上保安機関の能力構築等の同センターの活動を支援しています。(外務省)
- パラオ共和国海上保安当局からの要請を受け、海上法執行に関するオンライン研修を実施しました。令和3年3月、海上保安庁モバイルコーポレーションチームの職員により、パラオ共和国海上保安・魚類・野生生物保護局海上法令執行部職員10名に対しオンライン研修による技術指導を行い、同局の海上法執行能力向上に大きく貢献しました。(国土交通省)
- 大洋州島嶼国等との間での機材等の供与を通じた支援について、二国間のODAによる能力向上支援に関して以下の取組を行いました。(外務省)
 - ・パプアニューギニアへの海上保安関連機材の供与に関する書簡の交換(6月)
 - ・パラオへの海上保安関連機材の供与に関する書簡の交換(令和3年1月)

イ 情報収集・集約・共有体制の強化

- 各国との連携や取組については、「第3部1(2)ア」に記載しています。

ウ 能力構築支援等

- インドとの間では、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた具体的な協力について意見交換を実施しました。（外務省）
- 我が国のシーレーンの要衝を占める戦略的に重要な地域に位置するASEAN諸国には、「ピエンチャン・ビジョン2.0」に基づき、能力構築支援、共同訓練・演習及び防衛装備・技術協力等の協力を推進しています。日米・日豪間ではそれぞれ能力構築支援が重要な取組の1つとなっており、二国間協力に加えて、ADMMプラスやWPNSをはじめとした多国間の枠組での協力も強化しています。（防衛省）
- 米国、豪州、英国、フランス、インド、シンガポール等との間で、海洋安全保障問題や海上法執行能力向上支援等に関して意見交換を実施しました。（外務省）
- 海上保安庁モバイルコーポレーションチームの職員派遣については、「第3部1（2）ア」に記載しています。

（3） 国際的な海洋秩序の強化

ア 「法の支配」の貫徹に向けた外交的取組の強化

- ADMM プラスや WPNS をはじめとした多国間枠組の取組が進展しており、安全保障・防衛分野における協力・交流の重要な基盤として、地域における多国間の協力強化に取り組んでいます。（防衛省）
- 9月のASEAN地域フォーラム（ARF）では、茂木外務大臣から、インド太平洋の広大な海を自由で開かれた海とすることは、我々の共通の利益であると述べた上で、東シナ海及び南シナ海の現場の状況は悪化しており、こうした状況についてARF参加国と深刻な懸念を共有する旨を述べました。（外務省）
- 11月の東アジア首脳会議（EAS）では、菅内閣総理大臣は海洋に関して以下の4点について述べ、法の支配と平和的手段の重要性を改めて強調しました。（外務省）



ASEAN地域フォーラム閣僚会合の様子（提供：外務省）

- ・地域では法の支配や開放性とは逆行する動きが起きている。南シナ海では、弾道ミサイル発射や地形の一層の軍事化等の緊張を高める行動や国連海洋法条約に整合しない主張が見られる。こうした南シナ海の現状についてEAS参加国と深刻な懸念を共有する。

- ・2016年の比中仲裁判断は最終的であり、紛争当事国を法的に拘束するものである。

- ・南シナ海行動規範（COC）は、国連海洋法条約（UNCLOS）に合致し、全ての利害関係国の正当な権利と利益を尊重すべきである。

- ・航行及び上空飛行の自由を含む国連海洋法条約上の正当な権利が尊重される必要がある。

○12月の第7回 ADMM プラスでは、岸防衛大臣は、南シナ海問題に言及し、法の支配は、自由で開かれた海を確保する上で必要な条件であり、日本は、力を背景とした一方的な現状変更の試みや既成事実化に強く反対し、ASEAN と懸念を共有している旨述べました。また、日本は UNCLOS を含む国際法に則った紛争の平和的解決を強く要請し、その上で、COC が UNCLOS を含む国際法に合致したものとなるべきであり、すべてのステークホルダーの正当な権利や利益を侵害するものとなってはならないとの立場を表明しました。（防衛省）

○国際連合関係機関には、次の日本人ポストを確保、在任させています。（外務省、国土交通省）

- ・国際海洋法裁判所の裁判官
- ・大陸棚限界委員会の委員
- ・国際海底機構理事会の補助機関である法律技術委員会及び財政委員会の各委員
- ・国際海事機関の海洋環境部長
- ・このほか主要委員会である海洋環境保護委員会において日本が議長を務めています。また、事務局に5名の日本人職員（ジュニア・プロフェッショナル・オフィサー（JPO）等を含む）が勤務しています。

○日本が作成を主導した ReCAAP に基づき設立された ISC に、事務局長及び事務局長補を2006年以来継続して派遣しています。（外務省）

○平成27年10月に、法とルールが支配する海洋秩序強化の重要性について各国との認識の共有を図るため、アジア諸国の海上保安機関の若手幹部職員を対象に、海上保安政策に関する修士レベルの教育を行う海上保安政策プログラムを開講し、令和2年度も実施されました。これまでにインドネシア3名、マレーシア10名、フィリピン7名、スリランカ5名、ベトナム3名、インド2名、タイ1名及び日本9名の各国海上保安機関職員計40名（令和元年度末より8名増加）が同プログラムを修了しました。（国土交通省）

イ 戦略的な情報発信の強化

○インド太平洋地域における法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序を維持・強化することにより、この地域をいずれの国にも分け隔てなく安定と繁栄をもたらす「国際公共財」とすべく、我が国は、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けて、以下の3本柱の取組を進めており、国際的な場で首脳・閣僚レベルを含めたあらゆるレベルで積極的に発信しています。（外務省）

- ・法の支配、航行の自由、自由貿易等の普及・定着
- ・国際スタンダードにのっとった「質の高いインフラ」整備等を通じた連結性の強化等による経済的繁栄の追求

- ・海上法執行能力の向上支援等を含む平和と安定のための取組

○日本海は国際的に確立した唯一の呼称である事実を韓国政府や第三国に対して継続して発信しました。また、国際会議等における韓国による一方的な主張に対し、その都度反論を行いました。（外務省）

ウ 政府間の国際連携の強化

○安全保障・防衛分野における多国間の協力強化については、「第3部1（3）ア」に記載しています。

○ADMM プラスや WPNS をはじめとした多国間枠組の取組が進展しており、安全保障・防衛分野における協力・交流の重要な基盤となっており、地域における多国間の協力強化に取り組んでいます。（防衛省）

○令和元年 11 月に開催した第 2 回世界海上保安機関長官級会合において合意された情報共有ウェブサイトの検討を進めるほか、令和 3 年度に開催を予定している第 2 回世界海上保安機関実務者会合へ向けた各種調整を進めています。（国土交通省）

○米国が平成 15 年 5 月に発表した「拡散に対する安全保障構想（PSI）」に基づき、大量破壊兵器等の拡散阻止に関する政策上・法制上の課題検討のための会合や、拡散阻止能力の向上のための PSI 訓練等の取組が行われており、日本はこれまで、各種会合や訓練に関係機関職員や艦艇・航空機等のアセットを派遣しています。（警察庁、外務省、財務省、国土交通省、防衛省）